

記者発表資料
平成23年4月12日

所 属	経済部 商工観光課
担 当	課長 加藤、係長 中島、係 伊藤
連絡先	TEL 0584-81-4111 内線 514

## 東日本大震災に係る大垣市中小企業融資制度の変更について

### 1 趣 旨

東日本大震災による経済環境の急変により取引減少等の影響を受けた市内中小企業者等の資金繰りを支援するため、大垣市中小企業融資制度を変更します。

### 2 変更年月日 平成23年4月1日

※ 4月1日以降、既に申込み・実行された融資も遡って適用します。

### 3 変更内容

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに融資の申込みをし、かつ、実行された次の融資対象者に対し、支払った利子を全額補助します。

- (1) 東日本大震災により、直接的又は間接的に影響を受けた中小企業者又は組合
- (2) 中小企業信用保険法第2条第4項第5号（ハ）に定める認定を受けている者  
（東日本大震災発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者）

[変更内容]

融資制度名	変更前	変更後
① 中小企業振興資金	・支払った利子額の1/2 を補助 ・中間時又は完済時	・支払った利子額の 全額を補助 ・1年ごと（毎年3月）
② 中小企業小口資金		
③ 中小企業経済変動対策特別資金		

### 4 融資対象者の確認方法

- (1) 直接的被害 事業所所在地の市町村長が発行する罹災証明書の写し。
- (2) 間接的影響 決算書、確定申告書、納品書等で確認。困難な場合は、金融機関からの聞き取り。

## 5 変更後の大垣市中小企業融資制度

区分		中小企業振興資金	中小企業小口資金	中小企業経済変動対策 特別資金
対象となる 中小企業者	個人	市内に住み、住民登録 をしている方 市内で事業を営む方ま たは営もうとする方 市税を完納している方	市内に1年以上住み、住民 登録をしている方 市内で1年以上同じ事業を 営んでいる方 従業員が20人以下である 方 市税を完納している方	市内に住み、住民登録 をしている方 市内で事業を営んでい る方 市税を完納している方
	法人	市内に登録してある事 業所を持つ方 市内で事業を営む方ま たは営もうとする方 市税を完納している方	市内に1年以上登記してあ る事業所を持つ方 市内で1年以上同じ事業を 営んでいる方 従業員が20人以下である 方 市税を完納している方	市内に登録してある事 業所を持つ方 市内で事業を営んでい る方 市税を完納している方
資金用途	運転資金・設備資金（市内に本社がない方は、市内 事業所への設備資金のみ対象となります。） ※同一の資金を利用する借り換えも認めます。		運転資金	
融資限度 額	5,000万円	1,250万円	5,000万円 ※限度額の範囲で2口以上の利用ができます。	
融資利率	年1.5%	I型 年1.5% II型 年1.3%	年1.15%	
融資期間	運転 84月 設備 120月 運転設備 120月	運転 60月 設備 96月 運転設備 96月	運転 84月	
保証料率	保証協会が別に定める料 率となります。			
連帯保証 人	取扱金融機関の基準に より設定されます。	保証協会から保証人が必 要であるとされた場合は 必要となります。	取扱金融機関の基準に より設定されます。	
※連帯保証人は、県内に住んでいる方である必要があります。				

区分	中小企業振興資金	中小企業小口資金	中小企業経済変動対策特別資金
担保	取扱金融機関の基準により設定されます。	必要としません。	取扱金融機関の基準により設定されます。
信用保証料補助		支払った信用保証料の全額の補助を受けることができます。	
利子補給	<p>① 支払った利子の半額の補助を受けることができます。  (融資期間60月以上の方は、「完済時」の一括利子補給と「中間時と完済時」の分割利子補給のどちらかを選択できます。)</p> <p>② 東日本大震災による経済環境の急変により取引減少等の影響を受けた中小企業者等については、全額の補助を受けることができます。  (1年ごと(毎年3月)に補助します。平成23年4月1日から平成24年3月31日までに融資を申込み、実行された方に限ります。)</p> <p>※当初の契約どおりに延滞することなく返済し、市税を完納している方に限ります。</p>		
取扱金融機関	大垣共立銀行、十六銀行、三菱東京UFJ銀行、岐阜銀行、第三銀行、滋賀銀行、大垣信用金庫、西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、西美濃農業協同組合の本・支店等		